

2023年9月12日

各位

会社名 株式会社ケイファーマ
代表者名 代表取締役社長 福島 弘明
(コード番号：4896 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 松本 真佐人
(TEL. 03-6629-3380)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年9月12日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,680,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2023年9月27日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2023年10月16日(月曜日) |
| (4) 増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岩井 |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。.....

コスモ証券株式会社、極東証券株式会社、松井証券株式会社及び楽天証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。

引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

なお、本募集株式の一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- | | |
|--|--|
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2023年10月6日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2023年10月10日(火曜日)から
2023年10月13日(金曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2023年10月17日(火曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 本店
株式会社三井住友銀行 本店営業部 |
| (12) 前記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (13) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | |
|--|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 252,000 株 (上限)
(オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023年10月6日(発行価格等決定日)に決定される。) |
| (2) 売 出 価 格 | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。) |
| (3) 売出人及び売出株式数 | 東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券 252,000 株 (上限) |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記1.において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

3. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 252,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一となる。) |
| (3) 割当価格 | 未定(なお、上記1.における引受価額と同一とする。) |
| (4) 払込期日 | 2023年11月15日(水曜日) |

.....
● ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。.....

- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当先及び割当株式数 株式会社 S B I 証券 252,000 株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。
- (7) 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 本店
株式会社三井住友銀行 本店営業部
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記 2. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。

4. 親引けの件

上記 1. 「公募による募集株式発行の件」に関して、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、募集株式の一部につき、当社が指定する下記販売先(親引け先)に対して下記株式数と下記目的で売付けることを引受人である株式会社 SBI証券に要請する予定であります。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	目的
アルフレッサ ホールディングス株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 1 番	未定 (募集株式のうち、取得金額 300 百万円に相当する株式数を上限と	研究開発・流通等の経営戦略上の業務提携の関係を形成・発展させていくため。

.....
 ● ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
 ● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
 ● に株式売届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
 ● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
 ● 米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
 ● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
 ● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
 ●

3号	して、2023年10月6日 (発行価格決定日)に決定される予定)	
SBI Ventures Two株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号	未定(募集株式のうち、 取得金額200百万円に相当する株式数を上限として、2023年10月6日 (発行価格決定日)に決定される予定)	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。

.....
 ● ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
 ● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
 ● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
 ● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
 ● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
 ● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
 ● 本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式 | 当社普通株式 1,680,000株 |
| (2) 売出株式数 | オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 252,000株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2023年9月29日(金曜日)から
2023年10月5日(木曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2023年10月6日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2023年10月10日(火曜日)から
2023年10月13日(金曜日)まで |
| (6) 株式受渡期日 | 2023年10月17日(火曜日) |

(*)オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である福島 弘明(以下、「貸株人」という。)から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2023年11月10日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2023年9月12日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、

.....
● ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。.....

払込期日を2023年11月15日とする当社普通株式252,000株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日（2023年10月17日）から2023年11月10日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,879,000株
公募増資による増加株式数	1,680,000株
公募増資後の発行済株式総数	11,559,000株
第三者割当増資による増加株式数	252,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	11,811,000株

（注）第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシュエーションの通知があり、発行がなされた場合の数値です。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。.....

3. 調達資金の用途

今回の取概算額1,585,424千円に、海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限241,113千円を合わせた手取概算額合計上限1,826,537千円については、①iPS創薬事業、再生医療事業のそれぞれのパイプラインの研究開発資金、②米国への今後設立予定である研究所の関連資金、③運転資金に充当する予定であります。

①iPS創薬事業、再生医療事業のそれぞれの人件費を除いた研究開発資金として、1,277,537千円（2024年12月期 700,000千円、2025年12月期 577,537千円）を充当する予定であり、具体的には、iPS創薬事業では、KP2021やKP2032の治験費用等に、再生医療事業では、KP8011の前臨床安全性試験費用及び細胞製造費用（CDMOに支払う費用）等になります。

②研究の強化を目的として、米国へ今後設立される予定である研究所に関連する人件費及び賃借料等の資金として300,000千円（2024年12月期 300,000千円）を充当する予定であります。

③上記に記載した研究開発以外の国内研究開発及び管理業務に関する人件費として、249,000千円（2024年12月期 249,000千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注)手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,040円)を基礎として算出した見込み額であります。

4. 株主への利益配分

(1)利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金の分配を検討することを目指しておりますが、提出日現在において利益剰余金はマイナスであり剰余金の分配を実行するためにはこれを解消する必要がございます。また、当面は、多額の先行投資を伴う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先するため、配当等の株主還元は行わない方針としております。

(2)内部留保資金の用途

今後の事業展開への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
●

(3)今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、将来的には各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4)過去3決算期間の配当状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純損失(△)	△38,751.13円	△30.09円	△42.06円
1株当たり配当額	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	—	—	—
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	—	—
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 当社は2023年8月6日付で株式1株につき1,000株の分割を行っておりますが、2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について』(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2020年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、2020年12月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1株当たり当期純利益	△38.75円	△30.09円	△42.06円
1株当たり配当額	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	—	—	—

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行に関連して、貸株人である福島 弘明並びに当社株主である岡野 栄之及び中村 雅也は、株式会社SBI証券(以下「主幹事会社」という。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2024年4月13日までの期間(以下「ロックアップ期間①」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、当社株主であるSBI Ventures Two株式会社、SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合及びかごしまバリューアップ投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2024年1月14日までの期間(以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下、「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間①中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年9月12日開催の当社取締役会において決議された株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する

.....
● ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

る基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を
● 目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並び
● に株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で
● 行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。
● 米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用
● 除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、
● 本件においては米国における証券の募集は行われません。.....